

Q. 外で放送が時々聞こえますが、耳が悪いので家の中だと気が付きません。どこにいても分かるようにしてほしい。

A. 音声で情報を伝えるという性質上、スピーカー同士の音の輻輳や天候、その他の要因で、聞き取りにくい地域の発生が避けられないのが現状です。

このため、本市では、防災行政用無線の補完手段として、放送した内容を電話で確認できるテレホンサービスを実施しております。

24時間以内に放送された内容については、以下により電話で確認することができますので、放送が聞き取りにくい場合などにご利用ください。

【電話番号】

0800-200-6931 県内の固定電話からのみ利用可能（通話料無料）。

058-267-5010 携帯電話又は県外から利用する場合は、こちらをご利用ください（通話料有料）。

Q. 防災無線が聞き取りにくくて困ります。非常時に役に立つかどうか疑問です。防災無線以外のツールの活用を望みます。

A. 本市では、避難勧告や避難指示等の情報は、防災行政無線で放送するだけではなく、下記の手段で伝達しております。

- (1) ラジオ（FM わっち 78.5MHz・FM岐阜 80.0MHz）の放送事業者へ情報伝達して情報を放送します。
- (2) 携帯電話会社の緊急速報メール、市のホームページ及びフェイスブックで情報発信します。
- (3) 市・消防署の車両による広報。
- (4) 登録制メール（災害情報配信サービス）登録いただいたアドレスに送信されます。

【登録方法】

お手持ちの携帯電話のカメラ機能を使って、下のQRコードを読み取っていただき、そのまま空メールを送信していただくか、以下のメールアドレスあてに空メールを送信してください。折り返し、「メール配信登録完了（岐阜市）」というメールが送信されれば、登録完了です。

登録用メールアドレス

alert@bousaimail.city.gifu.gifu.jp

登録用QRコード



※ QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

Q. 備蓄品の充実、自宅で避難しても食料等の物資提供を望みます。そうでないと避難所に避難する人が増えることとなります。

A. 防災に対する基本的な考え方として、自助・共助・公助の理念があります。

「自助」は自らの命は自らで守ること、「共助」は近隣住民が協力して地域を守ること、「公助」は警察・消防・市役所などの公的機関による救助活動や、支援物資の提供などの公的な援助のこと表しますが、今後発生が危惧される「南海トラフ巨大地震」による人的被害・経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政機関による「公助」だけでは限界があり、「自助」や「共助」も含めた総合的な対応が不可欠です。

災害発生直後は、支援物資が届くまで時間がかかることを想定し、最低3日分（できれば1週間分）の水と食料を備えておきましょう。

また、避難には、小学校や公民館などの指定避難所への避難のほか、民間施設の避難もあれば、自宅で避難する在宅避難もありますが、指定避難所以外にいる避難者の数や状況を把握することは困難です。

民間施設や在宅で避難する方は、地域災害対策本部の受付にて、避難者カードに避難状況等を報告することにより、避難者の数や状況を把握することができます。

地域災害対策本部は、在宅避難者等も含めた不足物資を取りまとめ、必要となる物資を市の災害対策本部へ依頼し、提供することとなりますので、まずは安否確認も含め、地域災害対策本部に避難者カードを提出していただきますようお願いいたします。

Q. ペットも家族の一員として確保できる場所を作ってほしい。

A. 東日本大震災をきっかけに「ペット防災対策」が求められるようになりました。

避難所では、決められたルールがなく、人とペットが避難所という限られた空間に存在し、鳴き声、臭い、アレルギーなど様々な問題、トラブルが発生し問題となりました。

そこで、環境省では大震災でのトラブルを踏まえ「災害時におけるペット救護対策ガイドライン」を示し「ペット防災対策」を全国の自治体に呼び掛けています。

ガイドラインでは、行政、関係機関、ペットの飼い主及び住民のそれぞれの役割、普段からの備え、準備しておくこと、災害時における対応など、地域の状況に応じて自治体が「ペット防災対策」取り組むこととなっており、本市においても避難所運営マニュアルにペット避難対策について定めております。

ただ、ペットの管理は、原則飼い主による自主管理とし、ペット用の避難用品や備蓄品は飼い主が準備することとなります。

また、飼い主とともに避難所で生活するには、ペットのしつけや健康管理が必要となることから、ケージなどの中に入ることを嫌がらないように日頃から慣らしておくとともに、各種ワクチン接種を行うなど、事前の対策も必要となります。

Q. 車イスでなければ移動できない人を避難させるための手助けしてもらえる仕組みを作ってほしい。

A. 本市では、身体が不自由などの理由で、災害時に自力または家族等の支援だけでは避難するこ

とが困難であり、第三者の支援を必要とする在宅の方 いわゆる避難行動要支援者を地域みんなで助ける仕組みをつくるため、避難行動要支援者名簿登録を行っております。

支援の仕組みとしましては、名簿に登録され、かつ、自主防災組織（自治会）、民生・児童委員、消防団及び社会福祉協議会（以下「避難支援等関係者」といいます。）に自分の個人情報を提供することに同意された方については、これらの避難支援等関係者に必要最低限の個人情報が提供されません。

この情報を基に災害時に誰が避難の支援を行うかが決められたり（個別計画の策定）、災害時における避難支援や安否確認が行われます。※また、平常時に見守り活動などが行われることもあります。

名簿登録はするが、避難支援等関係者への個人情報の提供には「同意しない」という方については、災害が発生し、緊急性が高い場合に限って、個人情報が避難支援を行う関係者に提供され、安否確認等が行われます。

【登録方法】

所定の用紙「避難行動要支援者名簿登録に係る意向調査書（避難行動要支援者名簿登録申請書）」に必要事項を記入し、福祉部（介護保険課、高齢福祉課、障がい福祉課）、都市防災部又は各事務所の窓口へ提出するか、下記の宛先まで郵送してください。

所定用紙は、市のホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.gifu.lg.jp/13388.htm>

宛先 〒500-8701 岐阜市今沢町 18 番地 岐阜市役所防災対策課

Q. こころは田舎だが市内とかだけを中心に援助するのではなく田舎（端っこの方）も速やかに対処してほしい。情報を早く的確に知らせてほしい。

A. 本市では、地震等の大規模災害が発生した場合に想定される、市外からの救援物資や応援部隊を効果的・効率的に受け入れ、災害応急対策を実施するための計画を定めております。

まず、救援物資の流れとしては、岐阜市女子短期大学、岐阜市東部体育館、岐阜市柳津町中部防災施設、岐阜流通センター協同組合連合会を一集積配分拠点とし、備蓄拠点となる中消防署、南消防署、北消防署へ輸送後、各地域災害対策本部へ輸送する計画となっておりますので、市内中心部のみ援助するものではありません。

また、情報伝達については、市内一円に整備している防災行政無線子局（屋外スピーカー）をはじめ、各地域の災害対策本部となる公民館に、MCA無線を配備し、情報伝達体制の強化を図っております。

さらに、災害時は、携帯電話や固定電話が繋がりにくくなることから、災害時優先電話と言われる特設公衆電話を事前に各地域の災害対策本部となる公民館に3台設置しております。

Q. まず地震が起きた時に何をすべきかどこへ避難すべきかなど分かる冊子を作ってもらい、各家庭に（捨てずに）おいてもらうことが必要だと思う。

A. 本市では、自分たちの住む地域の災害リスクを事前に把握し、自分の身は自分で守る防災・減災行動がとることができるよう、地震、洪水、土砂災害などの各種ハザードマップを作成しており

ますが、災害種別ごとに作成しているため、地域ごとの災害特性が分かりづらい、紛失してしまった等のご意見を頂き、捨てられずに各家庭に備えていただくことができるよう、各種災害ハザードマップを地域ごとに統合し、各種災害への対応や取るべき行動などをまとめた防災冊子を今年度作成し、全戸配布する予定です。

今後、冊子を活用し、防災訓練や防災講話、防災教育などで防災意識の普及啓発に努めていきます。

【防災冊子イメージ図】



Q. よく分からないが、地震意識を高めるために、保護者中心の講演会をして欲しい。

A. 今年度から、30代から40代の子育て世代の防災意識啓発のため、土曜授業を活用した、家庭・地域と連携した防災教育の実施しておりますので、積極的に参加していただくようお願い申し上げます。

また、防災教育とは別に、市及び企業等が行っている仕事のなかで、市民の皆さんが聞きたい内容をメニューから選んでいただいて、市の職員等が講師となり皆さんの地域に出向き、お話しする出前講座も実施しておりますので御利用下さい。

【申込・問い合わせ先】

市民参画部男女共生・生きがい推進課生涯学習係 電話) 058-214-4792

Q. 地震の後、復興に係る費用などで個人に係る費用はどのくらいかかるのか、またそのための費用は市でも確保されているのか。

A. 「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」(平成23年法律第118号)が制定されたことに伴い、地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、平成26年度から平成35年度までに限り、個人住民税の均等割の税率が引き上げられました。引き上げられた額は年税額1,000円(市民税500円、県民税500円)です。

なお、この費用は、地震その他天災地変による災害の防止の効果が高く、何人も将来にわたって

安心して暮らすことができる安全な地域づくりを進めるため徴収しており、本市では、防災備蓄品の拡充、防災資機材や防災倉庫の設置やマンホールトイレの整備等行っております。

Q. 避難場所が倒壊、または一杯になってしまった場合、どこに行けば良いかを素早く誘導してほしい。

A. 本市では、今後発生が危惧される「南海トラフ巨大地震」を想定とした被害調査を行い、避難者数 53,000 人が発生するとの結果でありました。

なお、この想定避難者数に対する本市の避難所状況は、198 施設、面積は約 27 万㎡あり、一人あたり 3.3 ㎡として、約 81,000 人を収容することが可能です。

また、市が指定する避難所のほか、私立の教育施設やぎふ農協関係施設や寺院等を 106 施設も、災害状況に応じ避難所として開設する予定です。

避難場所が倒壊、又は一杯になってしまった場合は、上記の施設や近隣の指定避難所へ避難することとなりますので、防災行政無線や市のホームページ、広報車等により市民の皆さまにお知らせします。

Q. 自治会に入っていない人たちはどのようにしていけばいいのか、具体的に教えてほしい。

A. 災害発生時の救出・救護や避難所の受け入れ等は、自治会加入の有無とは因果関係がないため、自治会未加入者であっても同様の支援が必要な方であり、地域の助け合いが必要です。

ただ、発災時などの緊急時には、地域での顔の見える関係での助け合いが、迅速かつ円滑な避難や安否確認等に必要不可欠なことから、自治会加入の促進に向け、自治会連絡協議会と連携しながら進めております。

Q. 住宅地のあちこちに子供でも分かるような避難場所を示す看板を立てておいて欲しい。

A. 平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正により、避難場所及び避難所の名称が全国で統一されました。

本市では、市内 208 カ所に避難所看板を設置していますが、設置から概ね 30 年以上経過し、表示内容も旧来のままであるため、本年度より順次看板を更新します。

なお、市民の皆様はもちろん、外国人や本市へ仕事に訪れる方にも分かりやすいよう表示内容を多言語化するとともに、ピクトグラム（図）を用いた表示に改めます。

【避難所看板イメージ図】

